

# 産業廃棄物処分業許可証

住 所 兵庫県尼崎市東初島町 9 番 4

名 称 有限会社 尼崎環境

代 表 者 取締役 岡山 将守



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の許可を受けた者であることを証する。

尼崎市長 稲村 和美

許可の年月日 平成 25 年 9 月 18 日

許可の有効期限 平成 30 年 9 月 17 日

1. 事業の範囲

(1) 中間処理業 (破碎)

取扱産業廃棄物の種類

- ① 廃プラスチック類 (\*1) (\*2)、② 紙くず (\*1)、③ 木くず (\*1)、④ 繊維くず (\*1)、⑤ ゴムくず (\*1)、⑥ 金属くず (\*1)、⑦ ガラスくず・コンクリートくず (工作物の除去等を除く。) 及び陶磁器くず (\*1) (\*2)、⑧ 工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物 (\*1) (\*2) 以上 8 種類 (\*1 は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。) (\*2 は、石棉含有産業廃棄物を除く。)

(2) 中間処理業 (廃プラスチック類の溶融減容)

取扱産業廃棄物の種類

- ① 廃プラスチック類 (廃発泡スチロールに限る。) (\*1) (\*2) 以上 1 種類 (\*1 は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。) (\*2 は、石棉含有産業廃棄物を除く。)

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類の	木くず又はがれき類の破碎施設	廃プラスチック類の溶融減容施設
設置場所	兵庫県尼崎市東初島町9番4	
設置年月日	平成10年 9月10日	平成18年 7月 7日
処理能力	廃プラスチック類 (*1) (*2) 4.40t/日 紙くず (*1) 2.80t/日 木くず (*1) 11.52t/日 繊維くず (*1) 2.00t/日 ゴムくず (*1) 8.72t/日 金属くず (*1) 23.68t/日 ガラスくず及び陶磁器くず (*1) (*2) 15.12t/日 がれき類 (*1) (*2) 18.64t/日	廃プラスチック類 (*1) (*2) 0.4 t/日
許可年月日	平成13年 2月 1日	
許可番号	912013	

(\*1 は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。) (\*2 は、石棉含有産業廃棄物を除く。)

※ 処理能力は、それぞれ 1 種類の産業廃棄物の単独処理時のものである。

3. 許可の条件

- (1) 中間処理施設及び付帯設備の維持管理を適切に行い、産業廃棄物の飛散、流出及び地下浸透等の発生防止に留意すること。
- (2) 当該処理施設の受入基準を遵守すること。
- (3) 当該処理施設又は受入基準を変更する場合は、事前に市長の承認を得ること。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 10 年 9 月 18 日 新規許可 平成 25 年 9 月 18 日 更新許可  
 平成 18 年 7 月 11 日 変更許可

5. 規則第 10 条の 4 第 5 項の規定による許可証の提出の有無 無